

## 審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 抱 条 項	第31条の23において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要	営業所の構造又は設備の変更の承認
原 権 者	大分県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第31条の23において準用する法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第31条の23において準用する法第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）及び第31条の23において準用する法第9条第2項（承認の基準）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（以下「添付書類府令」という。）第17条において準用する添付書類府令第1条第1号から第3号まで（変更承認申請書の添付書類）</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第75条（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）及び第87条（変更の承認の申請）</p>	
<p>審 査 基 準 :</p> <p>判断基準は法令の定めによる。</p>	
標 準 处 理 期 間 : 別紙のとおり	
申 請 先	当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考 :	

標準処理期間：

営業所の構造又は設備の変更の承認については、変更対象の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、その目安となる期間を申請に係る営業所の実態調査を行った日から10日（うち経由期間5日）（行政庁の休日を除く。）とする。